

第1条(定義)

本会則に同意され、本会則第6条により入会手続き及び「有限会社エイティーシーフィットネス」(以下「会社」といいます)による審査が完了し、本会則第7条により会員資格を取得された方を、「ATCフィットネス」又は「MAXGYM(マックスジム)」(以下「本クラブ」といいます)の各施設の会員(「ATCフィットネス会員」又は「MAXGYM(マックスジム)会員」を指し、以下、単に「会員」といいます)とします。

第2条(目的)

本クラブは、会員が本クラブの施設を構成する各種サービスマン「ATCフィットネス」栃木県那須塩原市上厚崎133-1、及び「MAXGYM(マックスジム)」栃木県大田原市富士見1-1631-4(以下「諸施設」といいます)を利用し、会員相互の親睦を密にし、個々の目標を持続生運動スポーツとして楽しむことを目的とします。

第3条(管理運営)

本クラブのすべての施設は、会社が経営し、会社は、管理運営にあたる事務所をATCフィットネス内におきます。

第4条(会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。 2. 会員による本クラブの利用範囲、条件については、別に定めます。 3. 本クラブは月毎の契約になります。ただし第19条に定める退会手続きが無い限り自動更新とし、会費が引落となります。

第5条(入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、次のとおりとし、本クラブに入会いただける方は、これらの項目全てを満たす方とします。

(1) 本クラブの目的、本会則及び利用規定、その他の規則を理解し同意いただいた方。 (2) 会社が定める審査において入会資格が認められた方。 (3) 高校生以上の方。※20歳未満の方が入会するときは、家族または親類が(5)、(6)、(7)、(8)に該当する方。また会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。(4) 妊娠されていない方。 (5) 過去も含め暴力団、暴力団員、暴力団関係企業(団体またはその関係者、その他反社会的勢力に所属していない方、または認められない方。また、過去も含めこれらに所属していた場合、その方の家族、親類、知人の入会できません。 (6) 入れ墨、タトゥー(タトゥーシール含)をしていない方。 また、これらをしている場合、その家族の入会もできません。 (7) 宗教団体関係者でない方、また宗教の布教を目的とされない方。 (8) 風俗営業(スナック店、性風俗店、雀荘店等)にあてはまる職種に勤務していない方。または経営にたずさわっていない方。 (9) 過去に会社より除名等の通告を受けていない方。 (10) 医師から運動を禁止されていない方。 (11) 一時的な筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病がない方。 (12) 心臓病・高血圧症・皮膚病・伝染病・精神病及びこれに類する疾患がない方。※必要に応じて、診断書が必要となる場合があります。 (13) 本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。 (14) パワーフライング・ボテイブル競技において当クラブの加盟する(JPA・JBBF)以外の団体に選手登録していない方または団体退団後5年以上経過していない方。ボディビル競技において、JBBF以外が行うコンテスト・イベント等に参加していない方。

2. 会社は、会社に対し、現在または将来にわたって、自ら以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力等」といいます)に該当しないことを保証します。

(1) 暴力団 (2) 暴力団員 (3) 暴力団準構成員 (4) 暴力団関係企業 (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ (6) その他前各号に準ずるもの

3. 会員は、会社に対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。

4. 会員は、会社に対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。

5. 会員は、会社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

ア. 暴力的な要求行為 イ. 法的な責任を越えた不当な要求行為 ウ. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 エ. 風説を流布し、偽計または威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の義務を妨害する行為 オ. その他前各号に準ずる行為

6. 会社は、会員が本条の一に反する場合、取引またはサービスの利用を停止し、会則を含む会社と会員との間の契約一切を解除することができます。

第6条(入会手続き)

1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込手続きを行っていただきます。 2. 前項に定める入会申込手続きを行った上で、会社が別途定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め承知いただきます。 3. 20歳未満の方が入会しようとするときは、会社が特に認めた場合を除き、所定の申込方法により親権者の同意を得た上で、お申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく会員としての責任をご本人と連帯して負うものとします。 4. 前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。 5. 外国人の方の入会については、保証人、外国人登録証が必要になります。

第7条(会員資格の取得)

第6条の入会手続きを行った後、会社の審査手続きが完了したときに、入会申込者は会員資格を取得したものとします。

第8条(会員資格の相続・譲渡)

本クラブの会員資格は、他の方に相続・譲渡できません。

第9条(個人情報保護)

1. 会社は、会社の保有する会員の個人情報、会社が別途定める個人情報保護方針にしたがって管理します。

2. 会員は、自己が会社に提供した個人情報が正確であることを保証します。会社は、当該情報が不正確であることによて会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

第10条(諸費用)

1. 会員種別毎の諸費用は、別に定めます。 2. 当月分の月会費は、会員が会社に申込みした登録口座から毎月12日に自動引落します。但し12日が銀行休業日の場合翌銀行営業日引落となります。なお、会費引落の際は毎月銀行引落手数料が発生します。引落手数料が別途規定により変更された場合、変更後の引落手数料が請求されます。 3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、自らが所属する会員種別における必要となる諸費用を支払うものとします。 4. 一旦納入いただいた諸費用は返還できません。 5. 消費税の税率が改正された場合、そのつど改正された税率の料金に変更になります。 6. 会社は会員が諸費用の支払いを怠った場合、申込書の住所宛に通知を送らせて頂きます。通知後、なおも支払いが確認できない場合、お電話にて本人もしくはご家族・勤務先に所在確認のご連絡をいたします。

第11条(会員種別の変更)

会社は会員種別内容等を変更(新設、休止、日時、曜日)することができます。スタジオレッスンについては利用者が月平均5名以下になったレッスンは廃止又は、内容、時間等を変更する場合があります。その際は会社は一か月前までに施設内掲示にて告知します。

第12条(諸規則の遵守)

会員は、本クラブの諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ(以下「施設スタッフ」といいます)の指示に従うものとします。

第13条(禁止事項)

会員は、本クラブ内および本クラブ近隣地域にて次の行為を禁止します。

(1) 他の会員を含む第三者(以下「他の方」といいます)や施設スタッフ、本クラブ、会社を誹謗、中傷すること。また本クラブが事実と異なる内容、誹謗中傷に該当すると判断したコメントをウェブ上に書き込みすること。その場合、コメント、点数等の評価全てウェブ上から即削除すること。 (2) 他の方や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束する等の暴力行為。 (3) 大声、奇声を発したり、他の方や施設スタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑行為。 (4) 物を投げる、壊す、叩くなど、他の方や施設スタッフを恐怖を感じる危険な行為。 (5) 本クラブの諸施設・器具・備品の損壊や備え付けの備品の持ち出し。 (6) 他の方や施設スタッフを待ち伏せしたり、後をついたり、みだりに話しかける等の行為。 (7) 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。 (8) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為。 (9) 刃物など危険物の館内への持ち込み。 (10) 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動、文書の配布行為。 (11) 高額な金銭、貴重品の館内への持ち込み (12) 施設内への食品の持ち込み。但し運動時の飲料、当クラブで販売しているサプリメント類は除く。 (13) 本クラブ内へのトレーニング機材の持ち込み。 (14) 本クラブ内の秩序を乱す行為。 (15) 他の会員にトレーニングを教える、または教わる行為。 (16) 施設内での動画及び静止画の撮影。 (17) 施設内の器具の複数回同時利用。 (18) スタッフの指導と異なるトレーニング方法で危険が及ぶと判断した場合。 (19) トレーニングマシン本来の使用方法とは異なる使い方 (20) プレートでのトレーニング(プレートはマシンへの荷重のみ使用可) (21) 施設内への動物の持ち込み (22) 風気を帯びての入館 (23) その他、会社が会員として不適切な行為と判断する行為

第14条(会員に該当する除名処分)

1. 次の各号に該当する場合、会社は、その会員に対して警告あるいは本クラブから除名することができます。尚、除名処分を受けた方は即退会となります。

(1) 第5条の入会資格を喪失したとき。 (2) 本クラブの会則および諸規則に理解が得られないとき、また違反したとき。又は会社が判断した時。 (3) 第15条に該当したとき。 (4) 法令に違反したとき。 (5) 施設の設備等、故意に損壊したとき。 (6) 館内施設利用において施設スタッフの指示に従わなかったとき。又、マナー、利用態度が悪い時。 (7) 入会に際して会社に虚偽の申告をしたとき。 (8) その他、会社が本クラブ会員としてふさわしくないと認めたとき。 (9) 他の会員から苦情があったとき。 (10) 本クラブに対して不満や苦情があるとき、但し双方話し合いで解決した場合は除く。 (11) 施設内で撮影した動画及び静止画をネット上へアップロードした方。 (12) 会員およびその保護者、親族、関係者から会社の運営に対して否定的な意見、要望、苦情、不満(納得できない事柄等)を過去も含め申し出があったと会社が判断した場合。その場合、会社、会社の関係者はその当事者および保護者、親族、関係者と生涯に渡り一切の関わりを拒否できるものとします。 (13) 別紙会則①に該当するとき

2. 会員の親族、関係者(会員資格の有無に関わらず)による会則違反・苦情・トラブル等があった場合、会員本人の違反とみなし、除名とします。

第15条(利用の禁止)

次の各号に該当するときは、施設利用を禁止します。

(1) 暴力団関係者であることが判明した場合。 (2) 入れ墨、タトゥー、タトゥーシールがあることが判明したとき。 (3) 一時的な筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。 (4) 過去に会社より除名の通告を受けていたことが判明した場合。 (5) 第13条各号で禁止される行為を行ったとき。 (6) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。 (7) 入会申込について親権者の同意が得られていない未成年である会員。 (但し、会社が特に認めた場合を除く。 (8) 入会申込時から一度も会社に対し本人確認情報が提示されないとき。 (9) 風紀を乱すような身なり・過剰な露出・言動等で会員・施設スタッフが不快感・恐怖を感じたとき。 (10) 他の会員とトラブルに発展する恐れがあるとスタッフが判断した場合。 (11) 施設の共同利用ができないとスタッフが判断した場合。

第16条(利用の制限)

1. 次の各号に該当するときは、施設利用を制限します。

(1) 飲酒等により、正常な施設利用ができないと施設スタッフが判断したとき。 (2) 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき。 (3) 医師から運動を禁じられていることが判明したとき。 (4) 妊娠されていることが判明したとき。 (5) その他、正常な施設利用ができないと会社が判断したとき。

2. 安全面を考慮し年齢によって一日の最大利用時間(有酸素運動含む)を設定いたします。

50歳以上 ○ジムエリアのみ利用の場合・・・90分まで ○スタジオ1レッスン参加する場合・・・ジムエリア40分まで ○スタジオ2レッスン参加する場合・・・ジムエリア20分まで

60歳以上 ○ジムエリアのみ利用の場合・・・80分まで ○スタジオ1レッスン参加する場合・・・ジムエリア30分まで ○スタジオ2レッスン参加する場合・・・ジムエリア利用不可

70歳以上 ○ジムエリアのみ利用の場合・・・60分まで ○スタジオ1レッスン参加する場合・・・ジムエリア10分まで ○スタジオ2レッスン参加不可

3.1日の施設利用はトレーニングジムが1回まで、スタジオレッスンは1日に2度同じ内容のレッスンは受けられません。スタジオレッスンに2度(別の内容の物)参加する場合、2度目のレッスンは参加1度目の方優先になります。

第17条(会員資格喪失)

会員は、次の各号に該当する場合、その会員資格を喪失し、会員としてのいかなる権利も喪失します。

(1) 第19条に定める退会手続きが完了したとき。 (2) 第14条により会社に除名されたとき。 (3) 会員本人が死亡されたとき。その際、本人が重大な病気等による入院等で届出提出が困難な場合も含め、親族が第19条に定める退会手続きが完了するまで月会費の引落は継続されます。 (4) 第21条により、利用できる施設の全部が閉鎖された場合で、かつ、他の施設を利用できる会員種別等に変更する手続きを行わなかったとき。 (5) 破産・民事再生・会社更生・会社清算の申立があったとき、または任意整理の申立があったとき。 (6) 期間の定めのあるコースが期間満了により終了した場合。延長する場合も含め、その告知は終了する1か月前までに施設内に掲示します。

第18条(届け出内容変更手続き)

(1) 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行っていただく必要があります。その後に変更があった場合も同様です。 (2) 会社より会員宛てに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の住所、連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。 (3) コース変更・休会・退会等全ての手続きは、会社が定めた期日(変更しようとする月の前月15日まで、但し15日が休館日の場合は前営業日までの提出とする)までに、会社所定の書面により手続き(記入・捺印)を完了していただく必要があります。なお締切日をすぎず提出した場合は翌月も通常通り月会費が請求されます。本クラブが定める書面以外では一切受けできません。(拇印、電話、口頭、メール、FAXでは受け付けない。 (4) 特別設定コースはコースの変更はできません。変更する場合は再入会となり、入会金、登録手数料等の諸料金が発生します。

第19条(休会・退会)

本クラブを休会及び退会する場合は第18条3項に定める手続きが必要です。休会期間中は毎月休会継続費を請求致します。なお、期間が定めあるコースについては期間満了とともに自動退会となります。会社は、休会及び退会手続きが完了するまで、会員の施設利用の有無にかかわらず届出の提出がない限り本クラブ利用の権利を有します。通常通りの月会費が毎月請求されます。なお、諸費用の未納がある場合、完納いただいたりからの退会となります。特別設定コースは別コースへ変更することは出来ません。変更する場合再入会となります。

第20条(再入会)

(1) 会則・利用規定・金銭面等において、会員(未成年会員はその保護者も含め)と意見の食い違い、理解と協力が得られない事柄があったと会社が判断した場合(大小関係なく)、再入会はできません。なお再々入会からは上記関係なくできません。 (2) 自動退会会費、退会後に再入会する場合は、入会金、登録手数料等の諸料金が発生します。

第21条(施設の一時的閉鎖・一時的休業)

次の各号に該当するときは、会社が、諸施設の全部または一部の閉鎖、もしくは休業をすることができます。あらかじめ予定されている場合は、原則として一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知します。この場合、当該閉鎖や休業の原因、理由、期間などにより、法令の定めまたは会社が認める場合を除き、会員の会費支払義務が軽減されたり免除されることはありません。

(1) 気象災害、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断したとき。 (2) 施設の増改築、修繕または点検によりやむを得ないとき。 (3) 定期休業等による場合。 (4) その他、法令等に基づく関係官庁からの指導による場合などの重大な事由によりやむを得ないときと会社が判断したとき。

第22条(損害賠償責任免責)

会員が本クラブの諸施設の利用中、又は駐車場内にて、会員自身が受けた損害、傷害、盗難その他の事故、及び会員同士、または第三者間に生じた係争やトラブルは、自己責任とし相手がいる場合は当事者による話し合いで解決を図るものとします。会社は、当該損害に対する責を負いません。但し会社に重大な過失があると認めた場合は法律に基づいて対処いたします。

第23条(諸費用の変更ならびに運営システム変更について)

(1) 会社は、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用および施設運営システムについて、会社が必要と判断したときはこれらを変更することができます。 (2) 前項に定める会員が負担すべき諸費用および施設運営システムを変更するとき、会社は、一ヶ月前までに、会員にこれを告知します。

第24条(会則の改定)

会社は、会則等を改定することができます。なお、改定を実施するときは、会社は一ヶ月前までに告知することとし、改定した会則等の効力は、休会中及び利用の有無にかかわらず全会員に及ぶものとします。

第25条(告知方法)

本会則、その他諸規則等における会員への告知方法は、施設内への掲示とします。

制定 1994年 8月 7日 改定 2015年 8月 1日 有限会社エイティーシーフィットネス